

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第2回西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会
開催日時	令和5年3月9日(金) 午前9時30分から10時30分まで
開催場所	西東京市役所田無第2庁舎4階 第1会議室
出席者	吉村潔委員長（東京女子体育大学教授） 岩崎昭委員（弁護士）、印部眞子委員（豊島区教育委員会教育部教育センター 主任主事）、真鍋五十鈴委員（西東京市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会長）
欠席者	なし
事務局	山縣弘典（教育部教育指導課長）、三田大樹（教育部統括指導主事） 田邨佳宏（教育部教育指導課指導主事）
議題	本市におけるいじめ防止対策の推進にあたっての助言について
会議資料の名称	資料1 児童・生徒の変化をとらえる取組 資料2 「令和3年度 児童生徒の問題行動等、生徒指導上の諸課題に関する調査報告」から見るいじめの状況について 資料3 西東京市スタートアップ期間及び西東京市オンライン・ドリルについて 資料4 いじめ防止等の対策の取組状況について 資料5 「西東京市あったか先生」児童・生徒アンケートの実施について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
<p>1 開会 事務局から開会の挨拶</p> <p>2 資料の説明 <事務局による資料の確認と説明></p> <p>3 議題 本市におけるいじめ防止対策の推進にあたっての助言について</p> <p>○委員長： 協議の前に、資料について更に質問はあるか。</p> <p>○委員： 資料5の「西東京市あったか先生」児童・生徒アンケートの結果、そこからどのようなことがわかるかを知りたい。</p> <p>○事務局： まだ資料として完成はしていないが、現時点で集計終わったものについて説明する。 資料5のアンケート質問項目例には6つの質問があるが、それぞれに4段階で回答するようになっている。「とてもそう思う」「そう思う」「あまりそう思わない」「思わない」の4段階で、ども学校も「とてもそう思う」「そう思う」が70パーセントから80パーセントとなっており肯定的な意見としてとらえている。しかし、課題としてとらえている項目として「先生たちは、呼び捨てをしませんか。」という質問は、「あまりそう思わない」「思わない」が15パーセントとなっており、教員への指導が必要である課題だと考えている。</p> <p>○委員： その、指導が必要であるという指導とは具体的にどのように行うのか。</p> <p>○事務局： 具体的には、資料7あったか先生について、校長会及び副校長会でのアンケート結果の周知と校内における丁寧な指導助言の徹底の依頼、また初任者研修やその後の年次研修での周知を行い、あったか先生という理念に触れる機会を設けて、自分ならどう取り組むかという見直しの機会にしている。</p>	

○委員：

アンケートの結果だけを理由にするのではなく、どうしてあったか先生の取り組みが必要なのかを含めて先生方には理解してほしいと思った。

○委員長：

あったか先生の取り組みは、保護者や地域の方に伝わっているのだろうか。啓発はしているのだろうか。

○事務局：

保護者や地域の方に接する場面で伝えている。コミュニティ・スクールの会議であったり、校内でも来賓者昇降口付近に掲示をしたりしている。また市のホームページやtwitterでも公開している。

○委員：

あったか先生の中に「呼びすてはしない」というのがあるが、これは条例か何かにあるのだろうか。

○事務局：

条例にはないが、子どもたちへの接し方で、呼びすてをしてしまうと、その後語尾が乱れるといった弊害が生まれやすく、また指導もヒートアップしがちということが見受けられるということから、お互いを尊重しあう意味も込め「呼びすてはしない」ことにしている。

○委員：

呼びすてにしないというのは、西東京市のルールなのか。

○事務局：

そのとおり。

○委員：

部活動ではまだまだ「呼びすてにしない」ということは浸透できていないだろうと思う。今後その指導をどのようにするかは課題だと思う。

○委員長：

西東京市はあったか先生に含めているが、人権教育の関係で、おそらくほとんどの自治体が呼びすてにせず「さん付け」にするのが基本だと思うが、なかなか徹底できていないのが現状だろう。

○委員長：

資料についての質問が以上であれば、次年度の児童生徒への働きかけ、学校又は教員へのついて良いアイデアがあれば出してほしい。

○委員長：

実は今年度は、西東京市の生活指導担当の教員へ向けた研修の講義を受け持った。前回の本委員会（令和4年8月12日開催）では、子ども自身がいじめの問題に向き合うことが大事だという話になったが、その研修では、出席していた教員に「子ども発信でやっている取組がある学校はないか」と問いかけた。そして取組がある学校はどんな内容か。それらを基にどんな取組ができそうかということグループとなって情報交換してもらった。

私は、これだけの取組を教育委員会や教員が行っているのだから、子ども発信の取組を充実させることが大切だと思うので、研修でもそのようにさせてもらった。

その研修の際に聞き取った結果は、子ども発信の取組のある学校は、小・中合わせて8校程度だったと思う。これが全校になると良い。

○委員：

その子ども発信の取組とは具体的にはどのようなものになるのか。

○委員長：

例えば児童会とか生徒会で、「自分の学校でいじめ問題が起きないようにするために」ということでいろんなアイデアを募る。例えば、「私は、いじめはしません」と宣言した子どもが、服などにリボンをつけるとか、先生が発信するのではなくて、自分たちがいじめをなくすために何ができるかを考える。例ではあるが、そのようなことをすると良いのではないか。

○委員：

確かに、子どもたちには傍観者になってしまうのではなく、自分で考えるような取組が必要である。

○委員：

コミュニティ・スクールが広がり、学校に行く機会が増え、学校に関わる大人も増えたと思う。自己学習の見守りには卒業生や大学生が入ることが多い。いじめに関しては、学校に関わる大人が増えることで抑止力になればいいと思う。

○委員長：

コミュニティ・スクール学校運営協議会でいじめが話題になることはあるか。

○委員：

まだ一度しか参加していないが、話題にはなっていないが、参加すると校内には「西東京あったか先生」のポスターの掲示があり、校内に地域の人間が出入りすることで教員も緊張感がでていい刺激になると思う。また子どもにとって、最初に話す大人の姿勢はとても大切なので、地域の目としては、気づいたことを先生方に伝えていきたいと思う。

○委員長：

いじめは、学校だけで解決することは難しいと考える。コミュニティ・スクール学校運営協議会で、定期的にいじめについて話し合うことは大変重要だと思う。私は、学校運営協議会のある学校の校長をしていた時は、毎月、毎回いじめに関する項目を議題に入れて、今月学校ではこんなことがあったと報告して、その場で意見交換をした。今の話を伺って、協議会の議題にいじめの項目を入れることが必要ではないかと思った。

○委員：

いじめは学校現場だけでなく、例えば学童など先生の目の届かないところでも起こる。学校と地域がつながっていないと、学校に押し付けてしまったり、いいタイミングで地域と連携できなかつたりということが起きかねない。コミュニティ・スクールで取り上げるとあったが、いじめの発生前から良く繋がり、何もないところから子どもたちの健全育成を議題として取り上げることが大切だと思う。

○委員長：

いじめ問題は学校と家庭と地域との信頼関係があつて初めて何かあつたときに一緒に対応できる。学校だけでなんて言うのは、かなり難しいと思う。学校以外のところで見えてくるものがたくさんある。

○委員長：

資料4のチェックリストは、おおむね高い数値を出しているが、15番の教職員全員が保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている。の数値が、6月が26パーセント、11月が63パーセント。これは事務局からも課題だと資

料説明の際にあったが、私も課題だと思う。

これは、年度初めの4月から、保護者に対して何かあったときにどういった動きをするのか浸透させることが重要であって、先ほどの話題とも繋がると思う。6月で26パーセントというのは大きな課題だと思う。

保護者会で、この「学校いじめ防止基本方針」を資料として配布するのがいいと思う。

○委員：

事務局ではどうして数値が低いと分析しているのか。

○事務局：

保護者会等で「学校いじめ防止基本方針」の説明はしているが、教員一人ひとりがしっかり認識しているかどうかという甘さが数値として出てしまったのではないかと考える。

もちろん6月の結果から改めて夏の研修を実施したり、内容の見直しを呼びかけたりすることで浸透を促している。ホームページには毎年更新したものを掲載しているのだが、結果が現状である。

○委員：

先生方の中で、その必要性はわかるけれども、中々やるというところまで繋がっていないということが現状なのだろうか。

○事務局：

現状としては、教員のいじめ未然防止という意識は高い。早期発見への意識も高いし行動もとれている。しかしそれが基本方針のどこにあたるか、組織としてどう位置しどうあたっているかといふところまで落ちていかなかったのではないかと考える。決して何もしていないということはないが、方針として保護者に説明できるという形にまで落とせていない甘さがある。

○委員：

「学校いじめ防止基本方針」はとても重要なことが書かれている。

確かに組織的なことが書かれているのだが、一人の教員としては、自分の指導にどう取り込んで取り組むのか、どの部分を活用するのかという落とし込みが必要である。これがあるので私はこのように取り組みますといったことを保護者の方に説明するというのは、経験の浅い教員には難しいかもしれない。

保護者の方に説明するには具体例を入れるとわかりやすく安心感も得られるので、具体例などを出していただくと良いかもしれない。

○委員長：

年度当初だと、学年合同の保護者会をすることが多い。なので、教員一人ひとりが保護者に伝えるのではなく、教員も学年などのグループで説明すると良いかもしれない。そうすると学年主任や管理職が話すことができる。教育委員会から学校にその方法で伝えるよう依頼することも一つの方法だと思う。

○委員：

保護者も忙しいので、保護者会も実際には集まりが悪いことがあるから、個人面談の時に具体例を交えながら伝えてもらえると保護者も安心するのではないか。

○委員長：

今年度は、保護者会は対面で開催できたのだろうか。

○事務局：

学校による。

具体例を入れるということが大切だと考えるので、校長会を通して伝えていく。

○委員：

制度の浸透の必要性について話し合っているが、それは制度から外れたらクレームが入るようにしたいということなのだろうか。

○委員長：

制度の発信により、こちらの動きを開示することが目的である。

○委員：

保護者には疑心暗鬼になってしまう方もいるので、あらかじめ学校はこのように動くということを示すことで安心感を覚えてもらうことができる。

○委員：

保護者もいざことが起きた時に誰に相談すればよいのかわからなくなってしまうと思うが、学校の取組が事前にわかっているならば相談先にも困らずにいられるだろう。

○委員：

保護者が学校の制度を理解していれば、学校がその通りに動いてくれているなら信頼も強まるし、逆に制度のとおり動いてもらえなければ信頼も薄らいでしまうだろう。

○委員長：

資料4のチェックリスト15番、教職員全員が保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている。についての数値が低いことについてだが、今年度は保護者会も対面でできなかつたということなので、それも数値が低いことに関係しているかもしれない。

学校いじめ防止基本方針は、保護者会前に必ず校内で確認の場があるはずである。異動してきた教員もいるだろうし、校長も異動してきた人かもしれない。なので、最初の保護者会の前にその学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容は校内で共有されなければならない。

○事務局：

例えば新一年生の保護者会は、保護者の参加率も高く、保護者会以外にも集まる機会が多い。その際に「うちの学校ではこんなこと取り組んでいます」という内容を入れた配布物をつくってみたりいじめに関する取組の特集号をつくってみたりと色々やりようがあると思う。これから年度末の校長会もあるので、この委員会でのご意見を踏まえた指導助言をしていく。

○委員長：

資料1の二つ目の見出しに「スタートアップ期間（2学期始め）」とあるが、2学期始めが大事なのはわかるが、私個人としては4月も大事だと思っている。4月の初めにあったか先生の取組も含めた学校の取組を説明する時間を設けて、担任あるいは専科が児童生徒、保護者に伝えていく。個人的にはそれが良いと思う。

○委員長：

最近文科省から、いじめ問題に関する警察との連携について通知があったと思うが、参考で配布された田無第三中学校の学校いじめ防止基本方針は警察との連携が書かれているのに対し、保谷第二小学校のものは警察との連携が書かれていない。小学校は中学校に比べ、警察への相談を躊躇する傾向があると思うが、被害者を守るという観点から、警察との連携は必要だと考える。

○事務局：

現状として、警察との連携は、スクールサポーター（※1）の方と生活指導担当の教員の

顔つなぎはできており、各学校の校内委員会に警察官の方が委員として参加しているなど関わりはある。しかしご指摘の通り小学校は警察への相談を躊躇しやすい傾向がある。これについては、今回の通知には具体的にいじめと判断されやすい犯罪行為が添付されているなど、緊密に警察との連携をするように書かれているので、重大事案はもちろんのこと、通知の意味を理解するとともにその旨周知する所存である。

○委員：

警察との連携は必要だと考える。重大案件は連携することは大前提として、警察との連携は未然防止に大きく寄与すると考える。子どもや保護者はいじめに警察が関わると知るだけで抑止となる。

先ほど委員会委員に警察の方がおられるとのことだったが、具体的に警察の方にどんな関わりを持てるのか話し合った方がいいと考える。

○事務局：

いじめ事案に関する重大度合いというのが保護者の方それぞれによってちがうので、どこまで相談できるかについて警察の方とも話していく必要があるが、現状の多くの保護者からの警察への相談は「学校への不信不満」が根底にあることが多いため、丁寧に伝えていきたい。

○委員：

参考までに、保谷第一小学校と栄小学校は、学校運営連絡協議会といじめ防止外部委員会に派出所の方を招いている。

○委員長：

関係機関との連携、のうちの一関係機関ですので他の機関とも連携してゆく必要があるが、紹介のあった2校はとても良い事例である。

○委員長：

今日の話は4月スタートの内容もかなり含まれていた。事務局の方には、具体的に練りこめることは練りこんでいただいてより良い健全育成を行っていただきたい。

4. 事務連絡

以上

※1 スクールサポーター

警察官OBなどの非常勤職員を警察署等に配置して、担当する学校への訪問活動（必要に応じて常駐）を行い、校内の巡回、いじめ問題等に関する学校の対応についての助言などを通じて、学校との緊密な連携を図るうえでの懸け橋となっている。